

労働者派遣契約条項

(総則)

- 第1条 乙は、この契約書に基づき、仕様書等（仕様書及び乙が入札に際し提出した技術提案書その他の書類をいう。以下同じ。）に従い、乙の雇用する労働者を甲に派遣し、甲の指揮命令に従って甲のために業務に従事させるものとする。
- 2 この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 6 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(表明確約)

- 第2条 乙は、第22条第2項3号及び第4号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第3条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(注意義務)

- 第4条 乙は、この契約を履行するに当たり、甲に派遣する派遣労働者（以下単に「派遣労働者」という。）に対して、甲の他の業務に支障を与えないよう常に善良な管理者の注意をもって業務に従事することを遵守させなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を、あらかじめ甲

の承諾を得た場合を除き、第三者に譲渡若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して譲渡する場合にあっては、この限りではない。

(仕様の変更等)

第6条 甲は、この契約の履行が完了するまでの間において必要がある場合は、乙と協議の上仕様の内容、履行期限等この契約の内容を変更することができるものとする。この場合、必要に応じ、甲、乙協議の上契約金額を増減することができるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたと甲が認めたときは、甲はその損害を賠償しなければならない。ただし、その賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(適正な就業条件の確保)

第7条 乙は、甲が派遣労働者を労働させるに当たって労働基準法(昭和22年法律第49号)等の法令違反が生じないように、時間外・休日労働協定その他所定の法令上の手続等を取るとともに、派遣労働者に対し適正な労務管理を行い、甲の指揮命令等に従って職場の秩序・規律・秘密を守り業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。

(適正な労働者の派遣義務)

第8条 乙は、この契約の業務を遂行するために必要な技術、知識、能力、経験等を有する者を派遣労働者として選任しなければならない。

2 乙は、あらかじめ甲に対し、派遣労働者の氏名の他、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)及び同法施行規則等に定める事項を通知するものとする。

3 甲は、派遣労働者がこの契約の業務を遂行するために必要な技術、知識、能力、経験等を満たさないと認めたとき、甲の指揮命令等に従わないとき又は業務処理の能率が著しく低く労働者派遣の目的を達成しないときは、乙にその理由を開示した上で派遣労働者の変更を求めることができる。

4 乙は、乙の事情によりやむを得ず派遣労働者の変更を要する場合は、事前に甲に通知するものとする。

(代替要員の確保)

第9条 乙は、派遣労働者の病気、事故、休暇の取得その他の事由により、派遣労働者の人員に欠員が生じるおそれがある場合は、直ちに甲に通知するとともに、欠員が生じた場合はその欠員の補充を行わなければならない。

(派遣先責任者、派遣元責任者)

第10条 甲及び乙は、甲乙間の連絡調整その他派遣業務の適正かつ円滑な推進を図り、派遣労働者の適正な就業を確保するため、それぞれ責任者を別紙のとおり選定する。

(指揮命令者)

第11条 甲は、派遣労働者を直接指揮命令する者を別紙のとおり選定する。

(苦情処理・申出先)

第12条 甲及び乙は、派遣労働者からの苦情の申出を受ける担当者を別紙のとおり選定する。

- 2 甲及び乙は、派遣労働者から苦情の申出を受けた場合には、相互に遅滞なく、密接に連絡し、当該苦情の適切かつ迅速な処理及び解決に努め、その結果について派遣労働者に通知することとする。

(金銭、有価証券等の取扱)

第13条 甲は、派遣労働者に金銭、有価証券又はその同等物を取扱わせないものとする。ただし、甲が甲の責任において派遣労働者に行わせる場合は、この限りではない。

(福利厚生施設等の利用)

第14条 甲は、健康管理室、休憩室、レクリエーション施設等の福利厚生に関する甲の施設又は設備について、派遣労働者の利用が可能なものについては便宜の供与に努めるものとする。

(安全及び衛生)

第15条 甲及び乙は、労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の諸規定を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めるものとする。

- 2 乙は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行った上で労働者を甲に派遣しなければならない。
- 3 乙は、派遣労働者の労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく業務上災害又は通勤災害の給付申請を行うに当たっては、甲乙相互に連絡の上、行うものとする。

(権利の帰属)

第16条 派遣労働者がこの契約の業務の履行に関連して作成した一切の成果物及びこれらに関する発明、発案、意匠、資料、情報、技術等（以下「関連発明等」という。）の所有権、これらに関する特許権、実用新案権、意匠権及び商標権を受ける権利（出願する権利を含む。）及びこれらに関する著作権その他一切の権利は、甲に帰属するものとし、著作者人格権についても派遣労働者はこれを行使しないものとする。

- 2 乙及び派遣労働者は、関連発明等をこの契約の契約期間中及び契約終了後において

ても、自己若しくは第三者のために使用し、又は第三者に開示してはならない。

3 乙は、前2項の義務を派遣労働者に遵守させなければならない。

(就業時間数の通知義務)

第17条 乙は、毎勤務日終了後、就業時間数を甲に通知し、甲の確認を得ることを派遣労働者に遵守させなければならない。

(履行完了の報告)

第18条 乙は履行完了の報告を一月毎に行うものとし、当該月の業務の履行を完了したときは、直ちに必要な書類を添えて甲に報告しなければならない。

(検査)

第19条 甲は、前条の報告を受けたときは、その日から10日以内に検査を行う。

(対価の支払)

第20条 この契約に定める労働者派遣の派遣代金は、1時間当たりの単価をもって定めるものとし、別紙のとおりとする。

2 派遣代金の支払は一月毎とし、乙は、前条の検査に合格した業務に関し、派遣労働者の当該月における就業時間数に別紙で定めた単価を乗じて得た金額を甲に請求するものとする。

3 甲は乙から各月10日までに受理した適正な支払請求書に関し、翌月末日までに派遣代金を支払うものとする。

(秘密の保持)

第21条 乙は、この契約の履行により知り得た甲の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。以上は、この契約終了後においても、同様とする。

2 乙は、この契約の内容又は成果を発表し、公開し、又は他の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合においては、この限りではない。

3 乙は、この契約において取り扱う甲の秘密を厳重に管理し、安全性確保のための措置を講じなければならない。

4 乙は派遣労働者に対しても前3項の義務を遵守させなければならない。

5 甲が保有する個人情報については、本条に代えて、第33条を適用する。

(甲の契約解除権)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行等の催告をし、その期間内に履行等がないときにはこの契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が正当な理由なく、この契約の全部又は一部を履行しないとき。

- 二 所定の履行期間内に履行が完了する見込みがないと甲が認めたとき。
 - 三 乙が甲の正当な指示に従わないとき。
 - 四 この契約に関し、乙の不正又は不当な行為があると甲が認めたとき。
 - 五 乙が厚生労働大臣から労働者派遣事業の許可の取消を受けた、又は当該事業の全部若しくは一部の停止を命じられたとき。
 - 六 前5号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 二 この契約の業務の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行されなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 三 乙が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号及び次号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
 - ヘ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ト 雇用契約又はその他の契約に当たり、その相手方がイからへまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - チ 乙が、イからへまでのいずれかに該当する者を雇用契約又はその他の契約の相手方としていた場合（トに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
 - 四 乙が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

ニ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為

ホ その他イからニに準ずる行為

- 3 甲は、前2項に定める場合のほか、必要があるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は、契約を解除したことによって乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとし、その賠償額は甲、乙協議して決定するものとする。

(乙の契約解除権)

第23条 乙は、次に掲げる各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 第6条に規定する仕様の内容等の変更について、その変更が乙に著しく不利となり、協議が成立しなかったとき。
- 二 甲の契約違反によってこの契約を履行することが不可能となったとき。

(甲の損害賠償請求等)

第24条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- 一 所定の履行期日までに業務の履行を完了することができないとき。
 - 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、乙は、派遣労働者予定労働総時間数に契約単価を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 一 第22条第1項又は第2項の規定により、この契約が解除されたとき。
 - 二 この契約の履行完了前に、乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 3 前項及び第6項の定めは、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第2項第2号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして乙

の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

- 6 第1項第1号に該当し、甲が損害の賠償を請求する場合の請求額は、派遣労働者予定労働総時間数に契約単価を乗じた金額から引渡しを受けた部分に相応する代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（以下「遅延利息率」という。）を乗じて計算した額を請求できるものとする。

（乙の損害賠償請求）

第25条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当する場合にはこれによって生じた損害の賠償を請求することができ、その賠償額は甲、乙協議して決定するものとする。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして甲の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 一 第23条第1項第2号の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

- 2 甲が第22条第2項第3号又は第4号の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、甲は何ら賠償ないし補償することを要しない。

（派遣労働者の雇用の安定を図るための措置）

第26条 この契約の解除に当たっては、派遣労働者の雇用の安定を図るための措置として甲及び乙は次の各号の措置を講ずるものとする。

- 一 甲は、専ら甲に起因する事由により、この契約の契約期間が満了する前の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、この契約の解除を行おうとする日の少なくとも30日前までに解除の申入れを行うものとする。
- 二 甲及び乙は、この契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらずにこの契約の解除を行った場合には、就業をあっせんする等により、この契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。
- 三 甲は、甲の責めに帰すべき事由によりこの契約の契約期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合には、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、少なくともこの契約の解除に伴い乙がこの契約に係る派遣労働者を休業させること等を余儀なくされたことにより生じた損害の賠償を行うものとする。なお、乙がこの契約に係る派遣労働者を休業させる場合は休業手当に相当する額以上の額について、乙がやむを得ない事由によりこの契約に係る派遣労働者を解雇する場合は、甲による解除の申入れがこの契約の解除を行おうとする日の30日前までに行われなかったことにより乙が解雇の予告をしないときは30日以上、当該予告をした日から解雇の日までの期間が30日に

満たないときは当該解雇の日の30日前の日から当該予告の日までの日数分以上の賃金に相当する額以上の額について、損害の賠償を行うものとする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処置方策を講ずることとする。また、甲及び乙の双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲及び乙はそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮するものとする。

四 甲は、この契約の契約期間が満了する前にこの契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、この契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにするものとする。

(第三者損害)

第27条 乙は、この契約の履行に当たり、乙又は派遣労働者が第三者に損害を及ぼし又は第三者との間に紛争を生じたときは、乙の責任と費用負担でこれを解決しなければならない。

(完了後の処置)

第28条 乙はこの契約が完了又は解除となったときは、派遣労働者に対して、甲での就労を中止させ、貸与品又は支給品があるときには遅滞なく甲に返還しなければならない。また、乙は、派遣労働者に対して甲の指揮命令者の立会いの下、この契約において派遣労働者が貸与品等に設定したパスワードを解除させなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金等)

第29条 乙は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、甲の請求に基づき、派遣労働者予定労働総時間数に契約単価（この契約締結後、契約単価の変更があった場合には、変更後の契約単価）を乗じた金額の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は乙が構成員である事業者団体が独占禁止法第8条第1号又は第2号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙又は乙が構成員である事業者団体に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2に規定する排除措置命令又は独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する納付命令を行い、当該命令が確定したとき。ただし、乙が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、その証明を甲が認めたときは、この限りではない。

二 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の4第7項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）又は第7条の7第3項の規定による課

徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、派遣労働者予定労働総時間数に契約単価を乗じた金額の10分の1に相当する額のほか、派遣労働者予定労働総時間数に契約単価を乗じた金額の100分の5に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、乙に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令（同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限る。）を行い、当該納付命令が確定したとき。

二 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

三 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

5 乙は、この契約に関して、第1項及び第2項の各号のいずれかに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（賠償金等の徴収）

第30条 乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から支払の日まで、この契約の締結時点における遅延利息率を乗じて計算した利息を付した額と甲の支払うべき派遣代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じこの契約の締結時点における遅延利息率を乗じて計算した額の遅滞金を徴収する。

（相殺）

第31条 甲が乙に対しこの契約に基づく賠償金、違約金その他の債権を有するときは、その期日の到来しないものでもこの契約又は他の契約に係る甲の支払代金その他の債務と対当額につき相殺することができるものとする。

（秩序維持）

第32条 甲は、派遣労働者が甲の職場規律その他就業上の諸規則に違反し、又は甲の指揮命

令に従わず甲の職場秩序等を乱したと判断した場合は、派遣労働者の交替を乙に求めることができるものとする。

(個人情報の取扱い)

第33条 乙は、この契約の履行に当たっては、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、文書によるものの他、映像、音声による情報も含まれ、符号化、暗号化されているか否かを問わない。以下同じ。）について、保護の重要性を認識し、個人の権利を侵害することがないよう取扱いを適正に行う義務を負うものとする。

2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

一 この契約の履行で知り得た個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。

二 この契約の履行に当たり甲から提供された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 乙は、甲の指示する施設以外には個人情報を持ち出してはならない。ただし、事前に甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

4 乙は、この契約を履行するために個人情報を収集するときは、履行のために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により行わなければならない。

5 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された、又は乙自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の盗難、紛失、漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講じるものとする。また、乙は乙の従業員その他乙の管理下にて業務に従事する者に対して、乙と同様の秘密保持義務を負担させるものとする。

6 乙は、個人情報の盗難、紛失、漏えい、滅失、毀損、改ざんその他本条に違反等が発生したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

7 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された個人情報が記録された資料等については、この契約の完了後又は解除後速やかに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

8 乙は、この契約の履行に当たり、自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等については、この契約の完了後又は解除後速やかに廃棄するものとする。

9 乙は、乙又は派遣労働者の責めに帰すべき事由により、個人情報の盗難、紛失、漏えい、滅失、改ざん、毀損その他の事故が発生し、甲が第三者から請求を受け、又は、第三者との間で紛争が発生した場合、甲の指示に基づき乙の責任と費用負担でこれらに対処するものとする。この場合において、甲が直接又は間接の損害を被ったとき

は、乙は甲に対して当該損害を賠償しなければならない。

- 10 甲は、乙又は派遣労働者がこの規定に違反していると認めたときは、第22条及び第24条に基づき、この契約の解除及び損害賠償請求をすることができる。
- 11 乙は、乙における個人情報管理に係る責任者及び業務従事者の管理並びに実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について明記した書面を甲に提出しなければならない。
- 12 甲は、個人情報を提供等する場合には、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講ずる。
- 13 甲は、乙に提供する個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認しなければならない。
- 14 乙は派遣労働者に対しても第1項から第8項の義務を遵守させなければならない。
- 15 第1項から第10項までの規定については、この契約の完了後又は解除後であっても、なおその効力を有するものとする。

(個人情報以外の情報の取扱い)

- 第34条 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された、又は乙自ら収集し若しくは作成した情報について、善良な管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。
- 2 乙は、この契約の履行上知り得た一切の情報について、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合は、この限りではない。
 - 一 情報取扱者以外の者に開示又は漏えいすること。
 - 二 この契約の履行の目的の範囲を超えて利用し、複写し、複製し、又は改変すること。
 - 3 乙は、情報の滅失毀損の防止その他の情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
 - 4 乙は、適正な情報管理体制等の確保を確認するための資料として甲に提出した情報管理体制図、情報処理取扱者名簿、情報管理等を定めた社内規則に変更がある場合は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。
 - 5 甲は、必要があると認めるときは、情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対し必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
 - 6 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された、又は乙自ら収集し若しくは作成した情報を、この契約の完了後又は解除後速やかに甲に返還又は削除するとともに乙が管理する経理書類については適切に保管するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
 - 7 乙は、この契約の履行に当たり甲から提供された、又は乙自ら収集し若しくは作成

した情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し又はその発生のおそれを認識したときは、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

- 8 乙は派遣労働者に対しても第1項から第3項まで、第6項及び前項に定める義務を遵守させなければならない。
- 9 第2項、第5項及び前項の規定については、この契約の完了後又は解除後であっても、なおその効力を有するものとする。

(個人情報等の非保護による契約解除)

第35条 甲は、前2条の規定が遵守されていないと判断した場合、この契約を直ちに解除し、損害賠償請求をすることができる。

(情報セキュリティの確保)

第36条 乙は、この契約の履行に関し、情報システム（情報処理及び通信に関わるシステムであって、ハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク並びに記録媒体で構成されるものをいう。）を利用する場合には、甲の情報及び情報システムを保護するために、情報システムからの情報漏えい、コンピュータウィルスの侵入等の防止その他必要な措置を講じなければならない。また、乙は派遣労働者に対してもこの義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、甲の情報セキュリティ確保のために、甲が必要な指示を行ったときは、その指示に従わなければならない。また、乙は派遣労働者に対してもこの義務を遵守させなければならない。

- 一 乙は、乙におけるこの契約に携わる者以外による作業又はこの契約を行う場所以外における作業をさせてはならない。

- 二 乙は、甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を甲の施設から持ち出してはならない。

- 三 乙は、甲の承諾のない限り、この契約に関して知り得た情報を甲又は乙の情報システム以外の情報システム（業務担当者が所有するパソコン等）において取り扱ってはならない。

- 四 乙は、甲が求めた場合には、情報セキュリティ対策の実施状況についての監査を受け入れ、これに協力するものとする。

- 五 乙は、甲の提供した情報及び乙がこの契約の業務のために収集した情報について、災害、紛失、破壊、改ざん、毀損、漏えい、コンピュータウィルスによる被害、不正な利用、不正アクセスその他の事故が発生又は生ずるおそれのあることを知った場合は、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 3 甲は、前2項の規定が遵守されていないと認めた場合、この契約を解除し、損害賠償請求をすることができる。

(公的研究費の不正使用防止等)

第37条 乙は、この契約を履行するに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。また、乙は派遣労働者に対してもこの義務を遵守させなければならない。

- 一 預け金等の研究に係る経費の不正使用に関与しない。
- 二 この契約に関して甲の職員等から不正な行為の依頼等があった場合には、これを拒否するとともに遅滞なく甲に通報する。
- 三 甲が不正に関する調査を実施する場合、この契約に関連する書類（取引帳簿を含む。）の閲覧や提出等の甲の要請に協力する。
- 四 不正への関与が認められた場合に、取引停止等の処分が乙に対しなされても何ら異議を申し立てない。

(紛争の解決)

第38条 この契約に関して、甲、乙間に紛争が生じた場合には、両者の協議によりこれを解決するものとする。

(管轄裁判所)

第39条 この契約に関する訴訟については、第一審の専属的合意管轄裁判所を東京地方裁判所とする。

(協議事項)

第40条 この契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲、乙協議して定めるものとする。

以上